

# 令和3年度 第1回

## 佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会

### 議事録 要約

日時 令和3年6月29日(火)

午前10時00分～午前11時45分

場所 佐久市役所 保健センター

- 1 開 会 (進行：事務局)
- 2 「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」諮問  
(柳田市長から小林会長へ諮問)
- 3 あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 副会長の選出  
(井出委員が副会長に選出)
- 6 会議事項 (進行：会長、説明：事務局)
  - (1) 「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」令和2年度事業実績について
  - (2) 「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」令和3年度事業計画について
  - (3) 「第四次次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」骨子(案)について
- 7 その他
- 8 閉会 (進行：事務局)

## 6 会議事項

- (1) 「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」令和2年度事業実績について
- (2) 「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」令和3年度事業計画について

事務局

(資料1により事務局より一括して説明。)

### 【質疑、意見】

#### 「同和地区生活実態調査の結果について」

(委員)

資料1の1ページから4ページにかけて「同和問題に関すること」が記載されているが、今回より同和問題を直接取り上げている事業と、市全体を対象に実施している事業とを分けて、市全体を対象としたものには米印(※)をつけていただいたとのことである。

しかし、2ページから3ページにかけての、生活環境、社会福祉、産業振興、職業の問題といったところのほとんどの項目が、米印が付された市全体を対象とした事業となっている。

令和2年度に実施した同和地区生活実態調査では、同和地区におけるそれぞれの項目について、数値が実態として現れているが、この結果を受け、どのように整理して事業を推進していくのか。

(事務局)

平成13年度に特別措置法が終了しておりますことから、同和地区を対象とした事業を推進するための法律も、財源も無いというのが現状でございます。

また、市として同和地区の住民の方を特定出来ませんことから、すべての市民の生活環境の改善を図っていくなかで、同和地区においても生活環境の改善が図られていくよう、各所管課とも話をしていきたいと思っております。

#### 「学校における同和教育について」

(委員)

人権同和教育について、副読本「あけぼの」の中学生版が改訂されたことを受け、市の方では、理事者や教育委員会の研修を計画しているとのことだったが、実際の学校の現場で「あけぼの」を使って同和教育を指導出来る体制が取れているのか。委員として、学校の校長先生らもお見えになっているので、学校における同和教育の進め方について、お伺いしたい。

(委員)

中学校では、「あけぼの」を使った同和教育と、社会科の歴史の中で、当然扱わないといけないものとして出てきますので、そこで話をすることが出来る。

ただ、社会科は教科の先生による授業、同和教育は担任の先生による授業ということで、教員同士の連携がうまくいくよう校内で調整をしていきたいと考えている。

(委員)

「あけぼの」には、差別に関することや同和教育に関することが幅広く掲載されており、これを活用して同和教育を実施していきたい。

また、社会科の歴史の中での扱いも、以前とは認識が変わってきているところがあるので、教職員で研修をしっかりと行って、正しい学びを実践していきたい。

### 「教職員の人権同和教育研修について」

(委員)

総合計画の実績と計画の中で、教職員研修を行っているとなっているが、全員が研修を受けられるのか、また新任の先生などは1回の研修で、実際に指導が出来るのかというところがある。

先生方の方から、研修の回数を増やしてほしいとか、中身が充実するような提案があればお願いしたい。

(委員)

先日、新任・転入教職員研修会がありましたが、教職員に対する研修を充実させていくということであれば、もう少し踏み込んだ内容でやっていただくことも必要ではないかと思う。

学校としては、夏休みに入ったあたりで、結構研修できる機会があり、各校や中学校区などで研修会を実施しているので、そこで扱っていくというのも一つの方法かと思う。

(事務局)

資料1の12ページに記載の、「あけぼの」中学生版の改訂内容について理事者・教育委員会出席の研修会につきまして、実際に「あけぼの」の今回の改訂に携わった方を講師にお招きして実施いたします。

また、研修会の様子を録画をさせていただき、YouTubeで映像を配信しまして、教職員の皆様にオンラインで研修を行っていただくということを考えております。

映像を配信する期間を2週間程度設けることで、先生たちがそれぞれ、時間が取れるときに研修をしていただきます。

みなさんに一堂に会してもらう集合形式の研修会というのは、コロナによって開催が難しいこともありますことから、すでに今年度の新任・転入教職員研修会を同様の方法で実施しており、好評をいただいております。

今後も、市としても工夫をして研修会を実施していきたいと思っております。

### 「外国人の人権に関する相談窓口について」

(委員)

今、外国人の人権問題について、新聞でも特集されており、差別的な扱いをされていることが伺える。

資料1の10ページ「外国人の人権に関すること」を見ると、市の取組としては国際交流が主なものになっており、実際に外国人の方が相談できる窓口などの取組が弱いように見える。

委員として県の外国人相談センターからお見えになっているので、取組等についてお伺いしたい。

(委員)

私どもは全県を対象としたセンターとして、長野市で活動をしている。各自治体で相談員さんいらっしゃる場所もあるが、そこへ行かせていただいて、県内各地で年間10回ほど出張相談会を実施している。

それから、詳細は話せないが、コロナに関連した相談というものが増えている。

コロナ禍を背景に、勤務先から解雇されてしまったというような、かなり差別的な問題も相談に来ている。個別の内容に応じて、関係する各種団体等と連携しながら、問題の解決へのお手伝いをしている。

佐久市では、移住交流推進課に相談員が3名いる。平成8年に県内でも最初に相談員が設置された。

その方々でわからないことがあれば、私どもに質問が来ることもあるし、私どもでもわからなければ、関係する各種団体等の、相談内容に答えられる人にお聞きして対応している。

**【要望】**

**「市の組織機構等に関する要望」**

(委員)

本日、「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」策定の諮問を受けまして、今後、計画のあり方を協議していく中で、要望しておきたいことがある。

資料1の12～13ページの「人権同和教育・啓発の推進」の項目を見ると、ほとんど担当課が人権同和課ということで、行政の部署が担当になっている。

学校教育はもちろん、社会教育も含めて、同和教育・人権教育に関わることなのにどうして教育委員会が姿を見せないのか。これは市の組織機構に関わることなので、要望事項ということになるが、教育委員会の中に人権同和教育を扱う部署を設置してもらいたい。

また、人権問題、同和問題は非常に幅広いもので、それぞれの抱えている課題について、資料にも載っているように、それぞれ担当課がある。市役所内部では、人権啓発推進本部という組織の中で、各部署の係長による幹事会、部長で構成される本部会で協議し、審議会の方に諮られてくるという流れになっている。

庁内ではそのような会議があるが、これだけ課題の多い計画を策定する諮問を受けているわけであるから、各所管課の担当者くらい審議会へ出席して、そこで説明を受けられるような体制ということも考えてもらいたい。

### (3) 「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」骨子(案)について

事務局

(資料2、資料3により事務局より説明。)

#### 【質疑、意見】

#### 「部落差別撤廃と人権擁護に関する条例の改正について」

(委員)

昨今の状況の中で、コロナ差別というのが新たな課題として出てきていますし、女性の人権に関することもいろいろ議論されている。

人権三法(※平成28年に施行された「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の総称)を中心としながら女性差別、コロナ差別等様々な課題がある現状に対して、市として「部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」の改正を行うべきだと思う。

条例改正をしていくという方向性については、前回の審議会で確認されたが、総合計画は現行の条例に基づいて策定していくのか、条例改正を行って総合計画を策定するのかという点について質問したい。

(事務局)

条例改正につきましては、今年の2月の審議会で、改正をしていくということでお話をいただいております。

平成28年に部落差別解消推進法が施行されまして、他の自治体ではその法律に基づいた条例改正、もしくは新規の条例制定が行われております。

佐久市におきましては、「部落差別撤廃と人権擁護の条例」という既存の条例がございまして、今年度中に改正をしていきたいと考えております。

今年度は委員のみなさんに第四次総合計画をご審議いただくわけですけれども、条例の改正と、お互いに整合を図りながら進めていきたいと考えております。

特に部落差別解消推進法の中で、相談体制の充実、人権教育・啓発の充実といったことが明確に位置付けられていますので、条例に反映させつつ、総合計画こういった具体的な取組を考えていきたいと思っております。

(委員)

総合計画の策定と条例改正とを、整合を図りながら同時に進めていくということで了解した。

条例改正については、なぜ条例改正をするのか、どこを改正するのかということを明確にしておかなければいけないと思う。

一つの大きな理由としては、いわゆる人権三法が施行されたことである。現行の条例では、日本国憲法と世界人権宣言を基本理念として、差別のない社会を作っていくとなっているが、人権三法を基本理念の中に加え、内容にも反映させていくために、条例の改正が必要であると考えているので、委員の皆さんとも認識を共有したい。

## 「各分野別人権問題における課題について」

(委員)

昨年度、同和地区生活実態調査を実施して、同和地区における課題が出てきているので、部落差別については、それに対してどう取り組んでいくのかということになる。

しかし、例えば、障がい者差別の実態、社会の中でどれくらいノーマライゼーションが図られているかというところが見えてこない。

他にも外国人、女性、子ども、高齢者等の各分野で、それぞれが抱えている課題というものを、委員の中で共有したい。

いろいろな団体の代表のみなさんであるので、それぞれに課題を出していただいて、お互いに共有しながら、第四次の総合計画に生かしていけるような議論が出来たらと思うがいかがか。

(委員)

各団体から、それぞれの課題をいきなり9月の審議会場で出すということでは、事務的にも時間的にも厳しいところがあるだろうから、よろしければ、各団体から事前に事務局の方へ課題を出していただき、9月の審議会場で協議をしたいと、こんな手順ではいかがでしょう。

(会長)

今、委員よりご意見ありましたが、皆さんいかがでしょう。

(委員)

私は賛成です。

それから、市の担当課同士でも、これまでも連携していたと思いますが、より連携を深めてもらえればと思います。

各分野それぞれの課題に対して、結論は出ないかもしれませんが、まずは知ってもらおうということが重要だと思います。

(会長)

各団体から出していただいた課題を全てクリアしていくということは難しいと思いますが、一步一步前進していくために、ということではいかがでしょうか。

(事務局)

委員の皆様にごのお話ご了解いただけましたら、事務局の方から改めて照会の書面の方をお送りさせていただきます。

時期的には、概ね7月の間に照会を出させていただき、事務局の方へご意見等をお寄せいただいて、9月の審議会場でそれを持ち寄ってご協議いただければという風に考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

(了承)

## 7 その他

(事務局)

### (1) 「部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」の改正について

平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の主旨を現行の条例に反映させるため、条例改正を検討している。

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画との整合性を図りながら、今後の審議会で議論をお願いします。

### (2) 第2回佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会の開催予定について

先ほどお話のあった通り、7月中に課題を照会させていただき、それを反映させたものを素案としてお示しし、また課題の議論をする場ということで9月ごろ開催の予定です。

時節柄お忙しい時期かと存じますが、ご出席をよろしく申し上げます。

## 8

閉 会